

平成 24 年度税制改正に関する要望

平成 23 年 7 月

名古屋商工会議所

我が国経済は、緩やかながらも復調の兆しがみられるなか新成長戦略の実施による元気な日本復活に向けて動き始めようとした矢先に、東日本大震災が発生し、一転して戦後最大の危機に直面することとなった。

今回は、地震・津波・原発事故・風評被害など、未曾有の複合災害となり被災地域のみならず、全国広範囲の経済活動に大きなダメージを与えた。

加えて、震災で寸断されたサプライチェーンの見直しと、円高の長期化が、国内の空洞化を一層加速させるものと危惧されている。

このような状況にあっては、何より震災復興を日本全体の成長につなげる経済ビジョンの策定と実行が急務であり、とりわけ地域経済と雇用を支える中小企業の活性化支援と、空洞化防止のために諸外国とのイコールフットィングの確保などの国際競争力の維持・強化施策の早期実施が重要と考える。

他方で、我が国の財政は、危機的な財政赤字からの脱却や、少子高齢化により増大する社会保障費への対応という構造改革に、今回の震災の復旧・復興費の捻出が加わり、一層難しい舵取りを求められることとなった。

現在、それらの財源として消費税を含めた増税が議論されているが、安易に結論付けるのではなく、国民が未来に希望を持ち、そのための増税として甘受できるように、中長期的な歳出の見通しを含めた総合的な国家ビジョンを明示のうえ国民の理解を得ることが必要と考える。

そのためにも同時に国会議員の定数削減や公務員制度改革などの行財政改革を実施時期明示のうえ強力に推進すべきである。

なお、増税を含めた税制議論に際しては、税収の源で国力の維持・発展や雇用の創出・安定に資する経済成長の視点が極めて重要、かつ不可欠であると考える。

以上のような考えのもと、平成24年度税制改正について次頁以降のとおり要望する。

一、東日本大震災復興ならびに社会保障改革と税制に関する基本的意見

1. 東日本大震災復旧・復興について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 社会保障改革について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3. 財源問題と税制について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

二、個別要望事項

- I. 中小企業関連税制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
 1. 事業承継税制の柔軟な運用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
 2. 中小法人の定義の拡大と軽減税率の引き下げ・適用所得金額の引き上げ・・・・・・3
 3. 中小企業の国際化（国際展開）支援税制の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
 4. ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
 5. 留保金課税の撤廃・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
 6. 平成24年3月31日に適用期限が到来する租税特別措置の拡充・・・・・・・・・・・・・・4
- II. 企業税制・・5
 1. 法人実効税率の引き下げ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
 2. 欠損金繰戻還付制度の適用停止措置の廃止並びに同還付制度の拡充・・・・・・・・・・・・・・5
 3. 事業所税の廃止・・5
 4. 印紙税の廃止・・5
 5. 役員給与に係る税制措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
 6. 知的財産権における税制面での優遇措置の創設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
 7. 企業の少子化対策を支援する税制の創設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
 8. 企業年金の積立金に係る特別法人税の撤廃・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
 9. 平成24年3月31日に適用期限が到来する租税特別措置の拡充・・・・・・・・・・・・・・6
- III. 土地・資産に係る税制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
 1. 固定資産税・都市計画税の負担の軽減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
 2. 土地譲渡益課税制度の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
 3. 中心市街地活性化のための税制措置の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
 4. 地価税・特別土地保有税の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
 5. 平成23年度内に適用期限が到来する租税特別措置の延長・・・・・・・・・・・・・・・・・8
- IV. 地域に係る税制・・9
 1. 地域防災に係る税制優遇措置の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
 2. 特定の石油製品を運送の用に供した場合の石油石炭税の還付措置の創設・・・・・・・・・・・・・・9
 3. 観光事業に係る税制の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

4. 地方法人特別税が及ぼす地方財政への影響の削減	9
5. 平成24年3月31日に適用期限が到来する租税特別措置の拡充	9
V. 環境に係る税制	10
1. 地球温暖化対策のための税の導入反対	10
VI. 申告・納税制度	10
1. 電子申告・納税システム（e-Tax）の整備	10
2. 申告・納税期限の延長	10
3. 納税者権利憲章について	10
4. 効率的で簡素な徴税	10
5. 社会保障・税共通の番号制度の導入	11

一、東日本大震災復興ならびに社会保障改革と税制に関する基本的意見

1. 東日本大震災復旧・復興について

21世紀半ばにおける日本のあるべき姿を示すとする復興基本法の理念の具現化に向けて、急ぐべき対策と中長期の政策との明確化を図り、大規模かつ短期集中的な国費投入を伴う確実かつ迅速な対応がなされるべきである。

税制面では、投資減税や固定資産税減免など被災企業の早期事業再開と経営安定化に資する措置のほか、さらなる地域活性化のために起業向け支援措置などの充実が必要である。

2. 社会保障改革について

早期の震災復興と景気回復に向けた政策が望まれる一方で、毎年1兆円ずつ増加する社会保障費への対応も待ったなしの状態にある。

社会保障制度改革に当たっては、財政健全化と経済成長の実現を図りつつ、将来的にも持続可能な制度を早期につくりあげ、国民への十分な説明とともに理解を求めることが必要である。

制度設計に際しては、歳出抑制のための社会保障制度の一層の効率化と重点化が何より重要であると考ええる。

3. 財源問題と税制について

震災復興財源は時限的な措置とし、恒久的な措置が必要な社会保障財源とは切り離して考えるべきである。

また、財源については、徹底した行財政改革の断行による歳出圧縮をすべきであるが、不足する財源については、消費税引上げに頼ることも止むを得ないと考える。

なお、国会議員の定数削減や公務員制度改革については、実施期限を明示して早急に実施すべきである。

消費税の引き上げについては、国民のコンセンサスを十分に得るとともに、国力の維持・発展、雇用の創出・安定化に資する経済成長を阻害することのないよう引き上げ時期等についての十分な配慮ならびに円滑な価格転嫁の確保や複数税率やインボイスの導入回避に留意されたい。

二、個別要望事項

I. 中小企業関連税制

網掛け部分は重点要望項目

1. 事業承継税制の柔軟な運用

わが国経済の活力の源泉である中小企業の円滑な事業承継がなされるか否かは一企業の問題にとどまらず、永年培われてきた経営ノウハウや技能・技術の伝承、雇用機会の維持・拡大など、地域経済にとっても非常に重要な問題である。

そうしたなか、「非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」の活用も徐々に進みはじめているが、利用促進に当たり適用要件等の一層の緩和が求められている。

今後、必要に応じて柔軟に対応するなど、より活用されるような運用を図りたい。

- (1) 非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度については、雇用確保や経済活力の維持に資するためにも、中小企業経営者にとってより使い勝手のよい制度とされたい。
 - 計画的な事業承継促進の観点から、制度成立前から既に自社株式の相続時精算課税制度を活用し、生前贈与した分も納税猶予の適用対象に含められたい。
 - 猶予税額免除の条件となる株式保有継続期間について、後継者の死亡時ではなく、一定期間経過後に猶予税額の特定割合の納付を持って残額免除とする選択肢についても創設されたい。
 - 制度活用後、諸事情により納税猶予額の全部または一部を納付しなくなってしまう場合に、猶予期間の利息としてかかる利子税は、利用者にとって将来の負担に対する懸念となっている。制度活用を促進するためにも利子税のさらなる軽減措置を図られたい。
 - 親族外の事業承継についても制度の適用を認められたい。
 - 譲渡制限株式を担保とする場合、株券不発行会社であっても持分会社と同様、質権設定承諾書等をもって担保提供に代えることを認められたい。
 - 現在の経済状況に鑑み、5年間の雇用の8割維持要件について軽減措置を図られたい。

(2) 取引相場のない株式の評価方法の見直し

相続税納税猶予制度を活用しない事業承継にあたっては、依然として相続税・贈与税の負担は大きい。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを勘案のうえ、引き続きその評価方法の見直しについて検討されたい。

特に、類似業種比準価額計算上の基となる標本会社の選定基準を明らかにし、一定期間固定化するとともに、業種目別株価等を2ヵ月以内に発表するなど、審査の透明性・公平性・迅速性を高められたい。

(3) 自己株式のみなし配当課税の撤廃

非上場株式の発行会社への売却については、みなし配当として、最高50%の税率で課税されるが、相続後は株式譲渡益として20%の課税となる特例措置が図られている。

については、相続前の自己株式購入などによる事業承継の円滑化を図るため、相続前についてもみなし配当課税を廃止されたい。

(4) 相続税の納税制度について

平成23年度税制改正大綱において、相続税の課税ベースの拡大を図るとともに、税率構造について見直しをはかるとされており、基礎控除の引き下げと最高税率の引き上げが盛り込まれた。

相続税の見直しについては、特に中小企業の円滑な事業承継の妨げになることから再考をお願いしたい。

2. 中小法人の定義の拡大と軽減税率の引き下げ・適用所得金額の引き上げ

中小企業の体質強化の観点から、税法上「資本金1億円以下」となっている中小法人の定義を、平成11年に改正された中小企業基本法の定義に合わせて「資本金3億円以下」に改められたい。

また、平成23年度税制改正大綱に記載された中小法人等の軽減税率の引き下げについて、早期実現をされたい。併せて、その適用所得額についても現行800万円から1,500万円に引き上げられたい。

3. 中小企業の国際化(海外展開)支援税制の拡充

大企業の海外進出や国内市場の縮小等に対応するために中小企業においても海外展開が積極化している。このため中小企業については、国際化に係る費用の税額控除や海外子会社配当の全額益金不算入を認めるなど海外展開を支援する税制の拡充をされたい。

4. ベンチャー・新規創業支援のための税制措置の拡充

現在、企業の廃業率が開業率を上回る状況となっており、新規創業を促すためにも、ベンチャー企業や創業に係る以下の支援措置を実現されたい。

- (1) エンジェル税制における繰越控除期間を3年から5年へ延長されたい。
- (2) 設立後5年間に生じた欠損金の無期限の繰越控除を認められたい。
- (3) 創業者の親族等から贈与された創業資金に係る贈与税の非課税枠(1千万円)を創設されたい。
- (4) 社会保険料の会社負担分の大幅な減免措置を創設されたい。

5. 留保金課税の撤廃

留保金課税については、平成18、19年度税制改正における2年続けたの大幅な要件緩和により、大半の企業が控除対象になっており、留保金課税の存在意義はなく、法人税と二重課税となっていることから、全面的な廃止を検討されたい。

6. 平成24年3月31日に適用期限が到来する租税特別措置の拡充

- (1) 「中小企業等基盤強化税制」、「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の損金算入」の恒久化

事業活動の効率化や積極化に資する制度であり、中小企業の成長・強化の観点から、本則に加えるなど、恒久化を図られたい。

特に、平成23年度税制改正大綱で廃止対象とされた「中小企業等基盤強化税制」は、中小企業の積極的な事業活動や事業展開、情報化推進、人材育成に非常に有効であり、廃止ではなく恒久化とすべきである。

- (2) 交際費の課税特例の延長

中小企業は、取引先が限定されるケースが多く、交際費が有効な販売手法になっていることから、適用期限を延長されたい。

II. 企業税制

1. 法人実効税率の引下げ

平成23年度税制大綱に法人実効税率の5%引下げが盛り込まれたものの未だ実現に至っていない。

今回の震災を機としたサプライチェーンの見直しと円高長期化により一層の国内空洞化が懸念されていることから、国内企業の海外移転防止ならびに海外投資を呼び込みのために早期引下げと、さらなる引下げ幅の拡大をされたい。

2. 欠損金繰戻還付制度の適用停止措置の廃止並びに同還付制度の拡充

現在中小法人については欠損金の繰戻し還付が認められているが、この制度は、本来事業年度課税の欠陥を補うものとして法人税法に規定されているものであり、企業継続の原則に立ち、その適用停止措置を全面的に廃止されたい。

また、企業をとりまく経営環境は依然、厳しい状況が続いており、現行1年とされている欠損金の繰戻し還付期間についても2年に拡充されたい。

3. 事業所税の廃止

事業所税の資産割部分は「固定資産税」等と、従業者割は「外形標準化された法人事業税」と二重課税となっており、また企業および人口の集積する都市のみへの課税と都市間の公平性を欠くことから、事業所税を廃止されたい。

4. 印紙税の廃止

印紙税の現行の課税対象は、紙の文書のみとなっており、電子商取引が一般化し、経済取引のペーパーレス化が進展する中、その合理性が失われており、事務負担や公平性の観点からも印紙税を廃止されたい。

5. 役員給与に係る税制措置

定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与以外の役員給与は、損金算入が認められていないが、職務執行における対価として全額損金算入されたい。

6. 知的財産権における税制面での優遇措置の創設

「知的財産立国」を目指すわが国にとっては、知的財産の保護・利用・流通を促進させることが重要であることから、国際特許並びに商標登録などの登録費用の一定割合を税額控除されたい。

また、未利用特許などの活用促進のためにライセンスや特許の取得費用について税額控除あるいは一時損金処理または特別償却制度の創設とともにライセンス供与や譲渡を行う際の所得課税を軽減されたい。

7. 企業の少子化対策を支援する税制の創設

急速に少子化が進展している中で、仕事と子育ての両立支援に取り組む中小企業に対し、従業員を対象とした育児支援サービスの提供に要す経費に対する税額控除制度を創設されたい。

8. 企業年金の積立金に係る特別法人税の撤廃

「退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置」は「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」により平成26年3月31日まで期限延長されたが、以下理由により当該法人税自体を廃止されたい。

退職年金等は国民が自らの努力と責任において老後の所得確保を図る制度であり、課税によりこうした国民の自助努力を阻むこととなる。とくに、確定拠出年金制度を考えた場合、退職年金業務等を行う法人に課税されるということは運用利回りが低くなることに等しいため、加入促進の阻害要因のひとつになる。

9. 平成24年3月31日に適用期限が到来する租税特別措置の拡充

グローバル競争の激化のなか、わが国企業の成長力・国際競争力強化は不可欠であることから、研究開発や省エネルギー・新エネルギー設備等の投資を促進する「研究開発投資促進税制」、「エネルギー需給構造改革推進投資促進税制における初年度100%の即時償却」について、本則に加えるなど、恒久化を図られたい。

Ⅲ. 土地・資産に係る税制

1. 固定資産税・都市計画税の負担の軽減

(1) 土地に係る固定資産税・都市計画税の引き下げ

平成24年度は、3年に1度の固定資産税の評価替えの年にあたり商業地を中心として根強い重税感があることから、企業負担の軽減によって、その活力を地域経済の発展につなげるという観点に立って、税率引き下げや評価方法の見直しを含めた抜本的な税負担の軽減措置を講じられたい。

(2) 家屋に係る固定資産税・都市計画税の見直し

家屋の評価についても、現行の評価基準は非常に複雑なうえ、法人税法上の法定耐用年数に相当する経過年数が長く設定されている等の問題があり、見直しを図られたい。

(3) 償却資産に係る固定資産税の見直し

平成19・20年度の税制改正において法人税法上の減価償却制度が抜本的に見直されたことから、納税事業者の事務負担軽減のためにも償却資産に係る固定資産税の評価方法について、早急に法人税法に合わせた見直しをされたい。

2. 土地譲渡益課税制度の見直し

損失補填のために土地を売却した場合、法人は土地譲渡益重課制度の適用停止措置により土地の譲渡所得への課税はないが、個人事業主の場合は譲渡所得に課税が発生し損失補填という所期の目的を達することが困難となっている。

このため、転業等によって事業転換を図る際など、個人事業主には大きな阻害要因となることから、損失補填のために売却した場合の土地の譲渡所得については、個人の事業所得との損益通算を認められたい。

3. 中心市街地活性化のための税制措置の拡充

少子高齢化が進展し人口の減少が予想されるなかで、中心市街地における既存のストックや多様な都市機能の集積を活用し、伝統・文化が継承され、事業機会や活力があふれる安全・安心で美しい21世紀型の中心市街地を実現するため、中心市街地の土地・建物の有効活用、事業所等の立地、まちなか居住の促進などを推進する必要がある。このため、以下の税制措置を講じられたい。

(1) 中心市街地活性化に資する土地、建物に対する固定資産税について、軽減を図られたい。特に、中心市街地の活性化に大きく寄与する新築・増改築については、一層の配慮を行われたい。

(2) 郊外からの移転など、中心市街地への人や施設の集中を促すために、居住用および事業用資産の買換え特例の拡充、登録免許税および不動産取得税の軽減を図られたい。

4. 地価税・特別土地保有税の廃止

国土交通省発表による「主要都市の高度利用地地価動向報告(平成23年第1四半期)」では、三大都市圏および地方圏ともに下落幅の縮小傾向が見られるものの依然として下落基調が続いており、地価税、特別土地保有税の役割は終わっていると見える。

については、平成10年より課税が停止されている地価税を廃止するとともに、平成15年より課税が停止されている特別土地保有税については徴収猶予分も含め完全廃止とされたい。

5. 平成23年度内に適用期限が到来する租税特別措置の延長

わが国製造業の生産性向上ならびに、地域への立地促進等に資する「特定事業用資産の買換特例」ならびに、経済への波及効果が大きく内需拡大に有効な住宅投資促進関連税制について、以下の適用期限を延長されたい。

(1) 平成23年12月31日に適用期限が到来するもの

- 「特定事業用資産の買換特例」
- 「認定長期優良住宅を新築した場合の所得税の10%特別控除措置」

(2) 平成24年3月31日に適用期限が到来するもの

- 特定のマイホーム(居住用財産)の買い換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例
- マイホーム(居住用財産)の買い換え等の場合の譲渡損失の繰越控除
- 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税措置
- 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例
- 長期優良住宅普及促進税制
- マンション建替事業に係る特例措置
- 新築住宅に対する固定資産税の減額措置
- 新築住宅のみなし取得時期等に係る不動産取得税の特例措置
- 認定長期優良住宅に係る軽減措置
- マンション建替事業に係る課税標準の特例措置
- 土地・住宅に係る不動産取得税の軽減措置
- 長期優良住宅の新築または取得に係る登録免許税の軽減措置

IV. 地域に係る税制

1. 地域防災に係る税制優遇措置の拡充

東日本大震災が未曾有の被害をもたらしたが、東海地震、東南海地震、南海地震の強化指定地域における防災対策強化のために、耐震強度向上の改修等を行った工場や事業所等に係る固定資産税等の優遇制度や、耐震補修・改善等に係る資本的支出の全額損金算入など、思い切った措置を講じられたい。

また、個人住宅についても、耐震改修促進税制が平成21年度税制改正で延長されたが、その控除額が工事費の10%(最大20万円)と少なく、耐震改修を促進する観点から、控除額を拡充されたい。

2. 特定の石油製品を運送の用に供した場合の石油石炭税の還付措置の創設

第177回通常国会提出議案のなかの「特定の石油製品を運送のように供した場合の石油石炭税の還付措置の創設」について、運搬コスト削減による貨物集荷促進の見地から早期実現をされたい。

3. 観光事業に係る税制の拡充

当地域からの取り組みが全国的な広がりを見せている産業観光は、生産現場(工場・工房等)や歴史的文化的価値の高い産業文化財(産業遺産・工場遺構等)などを観光資源としているが、維持負担が大きい。

そこで、観光促進、並びに後世へ貴重な文化財を継承するために産業文化財の固定資産税、修繕・維持費用等に係る優遇措置を創設されたい。

また、政府登録ホテル等の建物に対する固定資産税の軽減措置の全国での完全実施、地域の観光振興に資する集客施設などの軽減措置対象への拡大、並びに観光客誘致のためのイベントに対する寄付金の損金算入を認められたい。

4. 地方法人特別税が及ぼす地方財政への影響の削減

平成20年度税制改正において暫定措置として地方法人特別税が創設されたが、本来、地方間の財政力の格差は、地方交付税による調整を行うべきであり、地方分権推進の主旨にも反する。よって、地方法人特別税は早期に廃止されたい。

5. 平成24年3月31日に適用期限が到来する租税特別措置の拡充

企業立地促進税制は、地域の特性・強みを生かした産業集積の形成により、地域産業の活性化を促進させるものであり、本則に加えるなど、恒久化を図られたい。

V. 環境に係る税制

1. 地球温暖化対策のための税の導入反対

平成23年度税制大綱に「地球温暖化対策税の導入」が盛り込まれたが、税制改正の棚上げにより実現には至っていない。

本来、温室効果ガスの総排出量削減は、国民のライフスタイルの変更など社会全体で取り組むべき問題である。税の機能については課税による排出抑制効果を求めるのではなく、省エネ改修・緑化の推進など、環境に配慮した経営に取り組んでいる企業・個人に対する税制優遇や環境対策に関する技術開発支援等により、排出抑制を果たすべきである。

新たな税の導入に際しては、実際の経済や雇用への影響や費用対効果、産業の国際競争力への影響等、国民や事業者の意見をよく聞きながら、今一度その是非について慎重な議論を行うことが必要であると考えられる。

VI. 申告・納税制度

1. 電子申告・納税システム(e-Tax)の整備

現在の電子申告・納税システム(e-Tax)では、別途郵送が必要な添付証憑等が多く、企業の事務負担となっている。それらの早急な電子化を図るとともに、国税と地方税のすべてが対象となるような環境整備を行われたい。

2. 申告・納税期限の延長

法人税と消費税の申告・納税期限は、原則、事業年度終了の翌日から2ヶ月以内となっているが、株主総会を3ヶ月以内と定めている会社法との整合性が保たれていない。また、欧米諸国も3ヶ月以上の国が多いことと、海外子会社を持つ企業の事務負担を勘案して、申告・納税期間を3ヶ月に延長されたい。

3. 納税者権利憲章について

平成23年度税制改正大綱に「納税者権利憲章の制定により、納税者の更正の請求期間を課税庁との同等化や、処分理由の附記等」が盛り込まれたが、税制改正の棚上げにより、実現に至っていない。早期に実現されたい。

4. 効率的で簡素な徴税

現在わが国では、国と地方自治体(県・市町村)それぞれが徴税権を持ち、徴税業務を行っているが、これらを一元化し、税務行政の効率化と納税者の負担軽減を図られたい。

また近年、時価会計の導入など企業会計の変革が進み、税務との乖離が大きくなっている。企業は納税額の確定のために非常に煩雑な作業を強いられており、税務と会計の整合性を確保されたい。併せて、2012年を目処とした国際会計基準適用の方針が金融庁より示されたが、中小企業においては、複雑な会計基準への対応は多大な事務負担となり、大きな混乱を招くことが予想される。したがって、中小企業の実態に即した会計基準を策定されたい。

5. 社会保障・税共通の番号制度の導入

平成23年度税制大綱において早期導入が望ましいとされた社会保障・税に関わる番号制度は、公平かつ効率的な課税推進の見地から、社会保障番号等との一元化のうえ早期に導入すべきである。

ただし、導入にあたっては、個人情報の取扱いに配慮し、情報漏えいの防止に万全を図り、国民の不安を払拭するための措置を十分に講じられたい。

以上